

青年會は概れ十五六歳より二十五歳迄の獨身者又は妻帯の青年を以て組織し、小年團は十五六歳以下の者、處女會は十二三歳以上十五六歳迄の處女又は有夫の婦女を以て組織すること一般なり。其加入年齢は炭山により種々異なる所あるも、要するに此等會團の目的は主として相互の親睦を圖り、體力の増進、人格の向上、知識の研磨にあり、時々各種の運動及修養に關する會合をなし良好の成績を挙げつゝあり。

▲在郷軍人分會 炭山に多くの在郷軍人あるを以て、集めて其分會を組織せしめ、以て移り行く思想の惡化、生活の浮華を外に、健忍不拔の精神を涵養しつゝ社會奉仕の先鋒となりて活動しつゝあり。

▲裁縫所 鑛業労働者の妻女又は其子女は古來採炭其他勞務の場所に同行する慣習あれど、將來の爲めを計り炭山に於ては裁縫師を招聘して之等婦女の爲め裁縫を教授するの途を開けり。

(四) 救濟施設

鑛山にありては一般に鑛夫勞役扶助規則により金屬山たるは炭山たるに論なく、鑛業労働者に對しては其死傷疾病等に就き適當なる救濟方法を行ひつゝあるが、我が組合炭山にありては此等法律的恩惠の外別に共愛會、親和會、共濟會(名稱多々あるも省略)等を設け、鑛業労働者の爲め其福利を増進すると共に、前記死傷疾病等の際は重れて懇篤なる待遇をなしつゝあり、其他退山餞別金、災害見舞金、出産祝儀、結婚祝儀、入退營祝儀、療疾見舞金等を贈與する向多し、此等の諸會は一部の炭山にありては鑛業労働者より少額の會費を離出せしめ炭山にて之を補給し居るも現時は概れ鑛業労働者より會費を徴收せず、炭山の計算に於て諸般の經費を支辨するの傾向を生ぜり。

(五) 保育、託兒所及幼稚園

鑛業労働者に採炭に従事するものは、業務の性質上古來より夫婦共稼の慣習あり、學齡に達せる子女は通學して父母の係累となりざるも、乳兒及五六歳以下のものにありては両親稼動の場合保育並に養育すること困難なるを以て、多くの炭山に於ては保育所、託兒所又は幼稚園を設置す、保育所にありては乳母又は乳母を置きて乳兒を養ひ、託兒所又は幼稚園にありては相當思慮ある婦人を置きて兒童を善導し規律ある生活をなさしめ、以て稼動両親の便宜を計れり。

(六) 人事相談所及無料代書所

鑛業労働者中未だ迷信を懐くもの多く、又は法規の利用其他につき理解を有せず、爲めに處世の方針を誤るものなきを保せず、尙諸種複雑なる事情を擁して之を解決するの良策に苦しむもの頗る多きを遺憾とし、炭山に於ては人事一般に就き其指導者たることを期し、最善の進路を執らしむる方針に出づる所多し、又官衙公署に對する諸願届又は人事往復信書等の代筆をなし、鑛業労働者の便宜を計れり。

(七) 日用品販賣所

鑛業は工場の如く殆んど常に都會地に稼行せられず、多くは僻陬の地に施業せらるゝを以て、昔時より鑛業労働者の便利を旨とし鑛業地内に鑛山直營の日常生活必需品の販賣所（古來之を賣場といふ）を設置す、其賣品は市場價格に比し常に廉賣をなすものなるが、近時に至りては其販賣所の傭人給其他の諸経費を炭山にて支出し、賣品は悉く仕入値段を以て供給するもの多し、四五炭山に於ては大に研究したる結果購買組合又は消費組合を組織し、共同して日用品の廉買を計りつゝある所あり。

(八) 共同浴場

勞務に従事するもの特に炭山に於ける坑内労働にありては、其業務の性質上炭塵其他の爲め身體を不潔ならしむること多し、故に炭山に於ては之等勞務者の爲め夙より共同浴場を設置して炭山直營とし無償入浴せしむる慣習あり、現今にありては各山風規上遺漏なく、衛生上欠陥なきやう設備をなせり。

(九) 衛生並に醫療

疾病負傷等に對する手當は之れ亦鑛夫勞務扶助規則により炭山に於て給付せざるへからざるも、原則として鑛業労働者の公傷病即ち業務遂行に關する疾病負傷に對する給付なり、炭山に於ては業務外の傷病又は其家族の一般疾病其他に付ても所屬醫局又は鑛山病院に於て診療を施すを常とし、傳染の虞あるものは炭山經營の隔離病院に收容する所もあり、是等の費用は多くは鑛業労働者より少額の料金を徴して炭山にて補助する所あれど、全部炭山の負擔とす所少しとせず。又鑛業區域の衛生事項に就ては各

炭山にありては多大の注意を拂ひ、惡疫の豫防は勿論、坑内外の清潔を旨とし居るを以て、鑛業労働者の不衛生を爲さざる限り傳染病の如きは殆んど鑛業地を襲はず。

(十) 火葬場、納骨堂及墓地

鑛業労働者の死亡に就ては亦鑛夫勞務扶助規則に據り救済する外其家族の死亡に對しても炭山より懇篤なる取扱をなすこと一般なり、而して特に火葬場の設備をなし、鄭重無料にて茶毘に附し、遺骨は遺族の意嚮により其郷關に携帶菩提寺に埋葬するものあれど、炭山經營の納骨堂又は墓地に葬るもの亦少からず、或る炭山に於ては其所屬墓地に埋葬するものに限る墓碑一基を建設贈與する所もあり。

第三款 組合規約及役員

一、筑豊石炭鑛業組合規約

第一章 總則

第一條 本規約は明治十八年四月九日日本縣第三十四號布達組合準則に基き福岡縣下筑前國遠賀鞍手嘉穗の三郡及び豊前國田川企救二郡内に於て石炭鑛業を營む鑛業人の間に締結し本縣知事の認可を経て施行するものとす

第二條 本組合は其事務所を遠賀郡若松港に置き筑豊石炭鑛業組合事務所と稱す

第七章 筑豊石炭鑛業組合 第三款 組合規約及役員

但し事務の都合に依り鞍手郡直方町に支部を置き其他必要の地に派出所を置くことあるへし

第三條 本組合の目的は左の事項を處理し専ら鑛業の改良擴張を圖るにあり

- 一 採炭事業に關する諸般の改良進歩を圖ること
 - 二 石炭販賣に關し共同の利益を保護すること
 - 三 石炭運搬の便法を圖り其取締方法を議定實施すること
 - 四 雇人及坑夫の制御及び賃錢并に球恤法に關し協議すること
 - 五 鑛業に關する諸種の統計表を調製すること
 - 六 組合規約及會議の決議を實施すること
 - 七 官衙の諮問に應答し組合の意見を陳述し又は鑛業に關し建議すること
 - 八 鑛業に關する官衙の布達其他不時商況の變動に付組合員の注意を促すこと
 - 九 組合經費收支に關すること
- 但し石炭運搬の便法の一として施すへき河川の土砂浚渫事業に利害を共にする坑主に於て部分會を置き部分會に於て其の方法及經費徵收法等を議し單に部分會の事業として施行すへきものとす
- 十 官衙並に組合員の報告に關すること
 - 十一 組合員の出入並に名簿保存に關すること
 - 十二 組合記録調製に關すること

第二章 役員選舉

第四條 本組合に總長壹名幹事壹名及び書記若干名を置き組合の事務を處理せしめ外に常議員十六名を置き重要な事務を評議せしむ

第五條 總長及常議員は名譽職とし組合員又は實際鑛業に關係ある其代理人に就き組合總會に於て之を推薦す

但し任期は各二ケ年とし滿期後再選することを得

第六條 幹事は常議員會の決議に依り書記は總長の指定を以之を任用す

第七條 總長は縣知事の認可を経て就任するものとす

第三章 役員職務

第八條 總長は本組合を代表し組合諸般の事務を統轄す

第九條 總長は臨時常議員會を開き議案若くは諮問案を發し其議決に依り迅速を要する重要事務を處辨することを得

第十條 總長は常議員の協賛を経て組合臨時總會を開くことを得

第十一條 總長は監督上必要なる場合に於ては坑所に臨檢し或は産出炭量に關する帳簿を檢閲することを得

第十二條 幹事は總長の職務に參與し諸般の事務を整理す

但し總長不在又は事故あるときは代理することを得

第七章 筑豊石炭鑛業組合 第三款 組合規約及役員

第十三條 書記は總長常議員及幹事の指揮を受け分擔の事務に従事す

第十四條 常議員は毎月定日に會合し又は總長或は常議員の請求に依り臨時に開會し組合事務に關し總長を補佐し總長と共に左の事項を議決することを得

- 一 至急を要する事務の處辨及び之に隨伴する經費支出に關すること
- 二 豫算外に生ずる經費金參百圓以下の支出に關すること
- 三 總長に於て總會を要せず認めたる事項に關すること
- 四 部分會決議の認否に關すること
- 五 臨時又は定時會計帳簿の檢閲
- 六 總長の職務中重要として特に諮問する事項
- 七 規約及決議の違背者にして處分に應せざる者の處置並に違約金に關すること
- 八 組合經費收支豫算並に決算の審査
- 九 組合常務取扱及議事細則に關すること

第四章 組合員

第十五條 本組合員は第一條に掲げたる五郡内に於て石炭鑛區を所有し實際採炭事業を營む鑛業人又は其代理者に限るものとす

第十六條 組合員は經費として總會及常議員會の決議に係る金員を組合事務所へ納付すべし

第十七條 石炭鑛業人にあらざるも骸炭等石炭の製産物に關し五郡内に製造を營む者は組合の承諾を得て組合員と成ることを得

第十八條 組合員は本規約を遵守し之に違背する者は其の責に任す可き旨を警ふべし

第五章 會議

第十九條 組合の會議は之を總會及部分會の二種に區別す

第二十條 組合總會は組合方針變更經費徵收額の規定會計の豫算及決算其他組合一般の利害得失に就き開會し其決議は組合一般の規約として畫一に履行す可きものと隨時利害に關する事項に就き協議に止め一致共同するものに限り履行するものと二種に區分す

但し協議に止る事項と雖も縣知事の認可を経て本組合規約の制裁を受くべきものとす

第二十一條 總會は毎年三月に開會し時宜に依り臨時會を開くことあるべし

但し臨時會は官衙の諮問あるか總長若くは常議員の意見あるか又は組合員五分の一以上の請求に依り開會するものとす

第二十二條 組合員不得止事故に依り會議に出席し能はざる場合は必ず相當代人を差出すべし若し此の手續を爲さざるときは棄權者と見做すべし

第二十三條 組合員十名以上出席するにあらざれば會議を開くことを得ず

但し開會すべき出席員數は追て組合員數確定の上相當比例を以て増減することあるべし

第七章 筑豊石炭鑛業組合 第三款 組合規約及役員

第二十四條 本會の議長は總長之に任じ總長不在又は事故あるときは會員中互選を以て議長を定むるものとす

第二十五條 本會の議事は普通會則に基き多數決に依る其の可否相半するときは議長之を決す

第二十六條 部分會は利害相關する一部の組合員の會合にして其決議は部分會員の間に執行するものとす

第二十七條 部分會は其決議に依り會員共同の利益を保護し損害を豫防する爲め會員より部分會經費を徵收することを得又違約者處分法を設くることを得へし

第二十八條 部分會の決議は組合總長の承認を得たる上本縣知事の認可を経て組合規約の制裁を受く可きものとす

第二十九條 部分會の決議は組合一般に及ぶことを得ず又組合以外の者其決議に參與することを許さず

第六章 經費

第三十條 部分會の議長は會員より互選して之を定む

第三十一條 組合の經常費は毎年三月の總會に於て來期の支出豫算に基き出炭高に比例し其賦課額を規定し徵收するものとす
但し徵收法は別に常議員會に於て之を定む

第三十二條 豫算外に生ずる費途あるときは特に臨時總會を開き賦課法を定むるものとす

第三十三條 組合經常費の外部分會に要する經費は該會の決議に基き該會員より徵收するものとす

第三十四條 組合一般の會計は部分會の會計と區別して處辨するものとす

第三十五條 本組合役員の俸給旅費日當及賞與に關する規定は常議員會に於て之を定む

第七章 違約者處分法

第三十六條 組合經費及部分會の經費を其の期日に納付せざるものは相當納付高の一割増を納付せしむ尙督促の後滞納二ヶ月に渉るときは二割増を納付せしむるの外違約金として金拾圓乃至五拾圓を納付せしむ

第三十七條 經費金怠納滿三ヶ月に渉るときは相當違約金及其割増を納付せしめたる上其の旨新聞紙を以て廣告すへし

第三十八條 經費相當高を故意に減少して納付したるときは其の相當額二倍を納付せしむへし

第三十九條 前三條の義務を盡さざる者は其の者の送炭を一時預り置き水運の分は適宜の場所に陸揚げし陸運の分は停車場内に留置き其の旨を通知したる上尙一週間内に其義務を盡さざるときは該送炭を賣却し其の代價を以て徵收金額に充て尙ほ不足したるときは追徴し過剩あるときは返附すへし
但し陸揚又は留置に關する諸入費、及損害は、該送炭主の負擔たるへし

第四十條 本章の場合に於て其納付者は代人たるは本人たるは本人たるに係らず組合員本人其責に任すへきものとす

第七章 筑豊石炭礦業組合

第三款 組合規約及役員

第八章 役員處分法

第四十一條 役員不正不實の所業あるときは常議員會に於て其處分法を議定すへし

但し重大の事件は總會の意見により決行するものとす

第四十二條 本組合役員中其職務に堪へざる者と認定したるときは常議員會の決定に依り旨を諭し辭任せしむ

但し前條及本條の手續は總長之を定む

二、役員

當組合の役員は總長、常議員の外、幹事及び書記を置きて其の常務を取扱はしむること、前記規約中に示す處の如し。總長は、其の第一回に於て石野寛平氏、次に稻垣徹之進氏、安達仁造氏、安川敬一郎氏、麻生太吉氏を経て松本健次郎氏現任たり、常議員は組合成立以後幾多の更迭ありしも、目下左の十六氏が在任せり。

組合總長 (大正八年三月就任) 松本健次郎

常議員

明治三十一年就任 麻生太吉 明治三十九年就任 吉田良春

明治四十二年就任	伊藤傳右衛門	大正十年就任	長谷川恭平
同 四十三年就任	三好徳松	同 十年就任	石渡信太郎
大正二年就任	佐藤慶太郎	同 十年就任	峠延吉
同 七年就任	松隈三郎	同 十一年就任	藏内次郎兵衛
同 七年就任	中島徳松	同 十一年就任	岩崎壽喜藏
同 九年就任	貝島健次	同 十一年就任	塚本兎三郎
同 九年就任	西岡貞太郎		
同 十年就任	不破熊雄	幹事(四十年就任)	伊吹政次郎

大正十一年十二月三十日印刷
大正十二年一月十五日發行

非賣品

編輯兼
發行者

伊吹政次郎

福岡縣若松市旭小路四百十一番地

印刷者

大隈龍介

福岡市東職人町十八番地

印刷所

福岡印刷株式會社

福岡市下名島町五十三番地

電話 六一二〇番
振替福岡 一五〇〇番

福岡縣若松市旭小路四百十一番地

發行所

筑豊石炭鑛業組合事務所

396
45

12.5. 11

終

